

京都市告示第 450 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年2月5日

京都市長 門川 大作

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 終 点 |
|------|----------|--------------------------------------|
| 1 | 西野水0061号 | 山科区西野野色町35番地の1地先 山科区西野野色町35番地の1地先 |

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)